㈠　設定ごと及び規定数ごとに、㈱に規定する試験を1,600回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の５分の２を超え、かつ、1.5倍に満たないものであること。	［加える。］
㈡　設定ごと及び規定数ごとに、㈜に規定するシミュレーション試験を1,600回行つた場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の1.5倍に満たないものであること。	［加える。］
㈢　設定ごと及び規定数ごとに、㈱に規定する試験を6,000回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の２分の１を超え、かつ、1.26倍に満たないものであること。	㈠　設定ごと及び規定数ごとに、㈱に規定する試験を6,000回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の1.5倍に満たないものであること。
㈣　設定ごと及び規定数ごとに、㈜に規定するシミュレーション試験を6,000回行つた場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の1.26倍に満たないものであること。	㈡　設定ごと及び規定数ごとに、㈜に規定するシミュレーション試験を6,000回行つた場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の1.5倍に満たないものであること。
㈤　設定ごと及び規定数ごとに、㈱に規定する試験を17,500回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の５分の３を超え、かつ、1.15倍に満たないものであること。	㈢　設定ごと及び規定数ごとに、㈱に規定する試験を17,500回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の20分の11を超え、かつ、1.2倍に満たないものであること。
㈥　設定ごと及び規定数ごとに、㈜に規定するシミュレーション試験を17,500回行つた場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の1.15倍に満たないものであること。	㈣　設定ごと及び規定数ごとに、㈜に規定するシミュレーション試験を17,500回行つた場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の1.2倍に満たないものであること。
㈦　［略］	㈤　［同左］
㈧　［略］	㈥　［同左］
㈨　［略］	㈦　［同左］
㈩　［略］	㈧　［同左］
㈪　［略］	㈨　［同左］
［ハ～ヘ　略］	［ハ～ヘ　同左］
ト　役物連続作動装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。	ト　［同左］
［㈠～㈡　略］	［㈠～㈡　同左］
㈱　第１種特別役物に係る役物連続作動装置が作動することとなる図柄の組合せの数は、その作動中に獲得される遊技メダル等の数が、遊技メダルにあつては225枚を、遊技球にあつては1,125個を、それぞれ超えない遊技機にあつては、すべての図柄の組合せの数の1,500分の２を超えるものでないこと。	㈱　第１種特別役物に係る役物連続作動装置が作動することとなる図柄の組合せの数は、その作動中に獲得される遊技メダル等の数が、遊技メダルにあつては360枚を、遊技球にあつては1,800個を、それぞれ超えない遊技機にあつては、すべての図柄の組合せの数の1,500分の２を超えるものでないこと。
［㈜～㈫　略］	［㈜～㈫　同左］
㈬　第１種特別役物に係る１の役物連続作動装置は、その作動中に、遊技メダルにあつては285枚を、遊技球にあつては1,425個を、それぞれ超えない数のうちからあらかじめ定められた１の数を超える遊技メダル等が獲得されたときは、その作動を終了するものであること。	㈬　第１種特別役物に係る１の役物連続作動装置は、その作動中に、遊技メダルにあつては465枚を、遊技球にあつては2,325個を、それぞれ超えない数のうちからあらかじめ定められた１の数を超える遊技メダル等が獲得されたときは、その作動を終了するものであること。
㈭　第２種特別役物に係る１の役物連続作動装置は、その作動中に、普通役物若しくは第１種特別役物の作動に係る条件装置が作動したとき又は遊技メダルにあつては153枚を、遊技球にあつては765個を、それぞれ超えない数のうちからあらかじめ定められた１の数を超える遊技メダル等が獲得されたときは、その作動を終了するものであること。	㈭　第２種特別役物に係る１の役物連続作動装置は、その作動中に、普通役物若しくは第１種特別役物の作動に係る条件装置が作動したとき又は遊技メダルにあつては253枚を、遊技球にあつては1,265個を、それぞれ超えない数のうちからあらかじめ定められた１の数を超える遊技メダル等が獲得されたときは、その作動を終了するものであること。
チ　［略］	チ　［同左］